

Ⅱ. 試験・講習会・研修会等のご案内

自動車整備士講習会開催のご案内

平成31年度前期の講習会を6月上旬開講（予定）致します。つきましては、受付を下記のとおり行いますので期日までに、申込書に必要事項を記入のうえ振興会教育課までお申込みください。

記

1. 受付種類	松山本教場 一級を除く全ての種類募集 他教場 一級を除く全ての種類募集
2. 受付期間	平成31年4月8日（月）～4月19日（金）
3. 受付場所	振興会教育課
4. 申込みに必要な書類	① 受講申込書 ② 整備作業実務経験証明書 ③ 二級及び特殊整備士を受講する者は、既に取得している整備士合格証書（証明書）の写し ④ 実務経験の短縮等、学歴資格については、それを証する書面の写し
5. 受講料	二級 ￥63,000－（振興会会員） 三級 ￥60,000－（振興会会員） 上記以外の種類 ￥63,000－（組合員）
6. テキスト料（約）	二級 ￥6,000－ 三級 ￥7,500－ 上記以外の種類 ￥10,000－（組合員）
7. 講習場所	松山、新居浜、今治、西予（宇和町）、南予（吉田町）の各教場
8. 講習期間	令和元年6月上旬～令和元年9月下旬

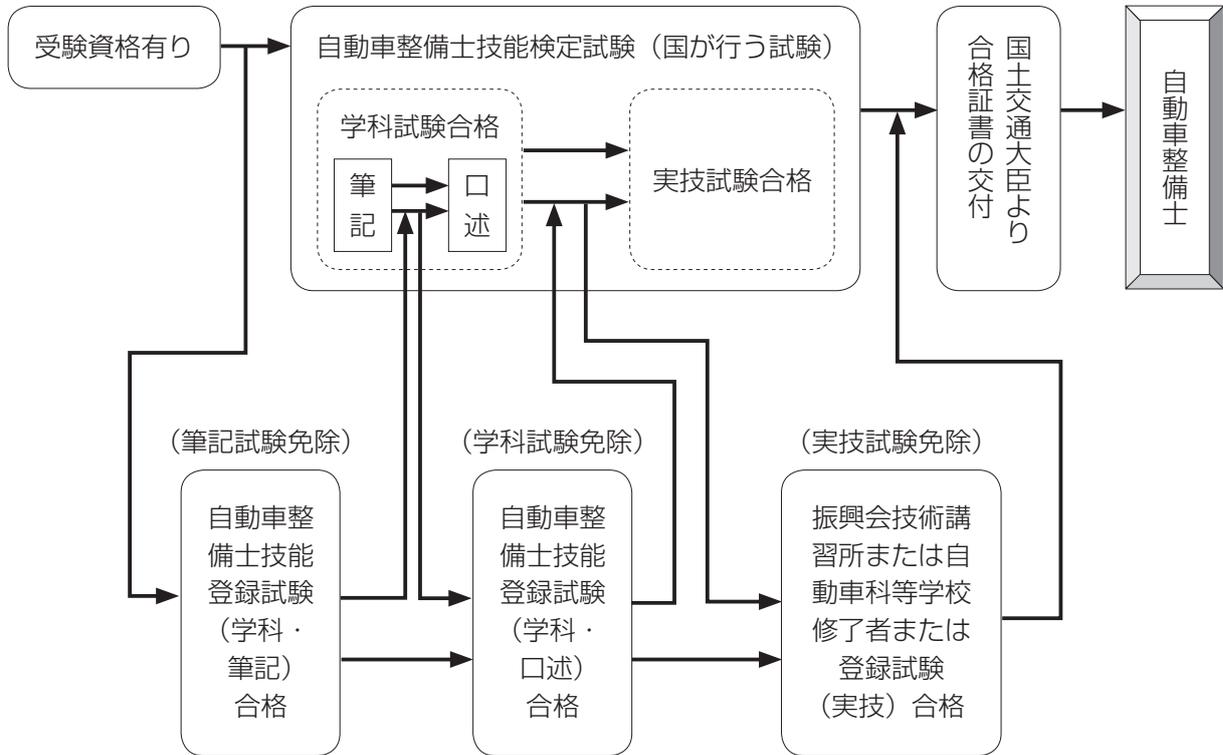
- ※（1）受講申込書及び整備作業実務経験証明書は、整備情報誌をコピーするか、振興会7番窓口（無料）又は、ホームページ（<http://www.easpa.jp>）から印刷してください。
- （2）受講申込書の希望教場欄には、第三希望までご記入ください。
尚、第二、第三希望がない場合には、「なし」とご記入ください。
- （3）申込者が少ない場合は、開講できない教場・種類がありますので、ご承知置きください。
- （4）申込みされた方には、講習会の詳細が決まり次第ご連絡致します。（5月13日頃）
- （5）受講料及びテキスト料は、（4）の案内以後納入してください。
- （6）講習会受講資格は、講習修了までに検定受験資格を満たしていること。
- （7）講習修了されると、修了日より2年間実技試験が免除されます。
- （8）講習会申込みに関して、ご不明な点は教育課までお問い合わせください。

振興会教育課 TEL 089-956-2181

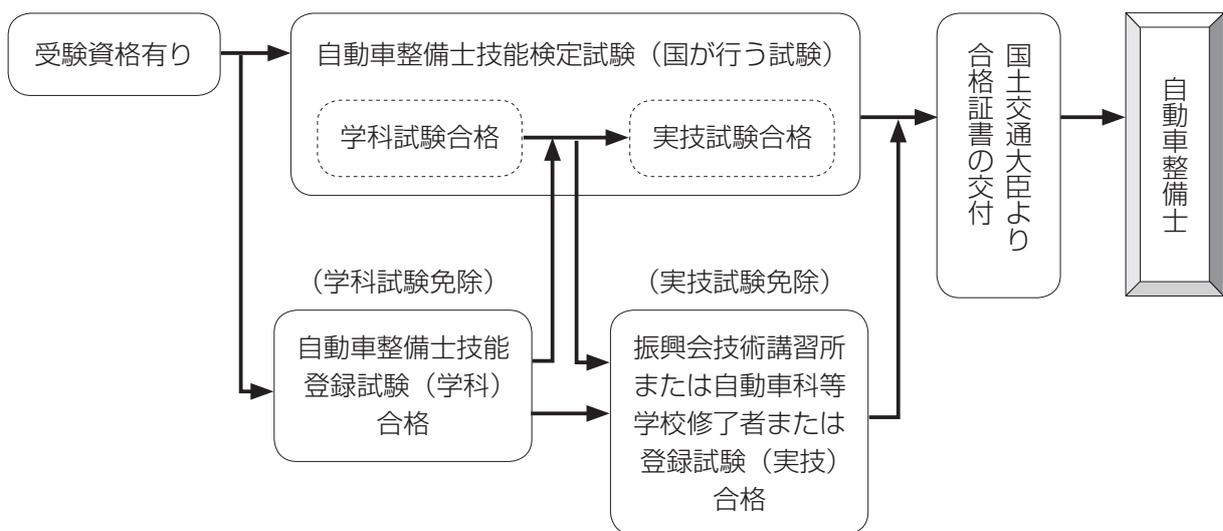
自動車整備士資格取得迄の流れ

◎自動車整備士資格取得の基本体系

☆一級の場合



☆二、三級及び特殊の場合

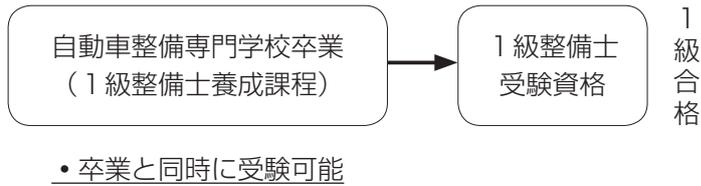
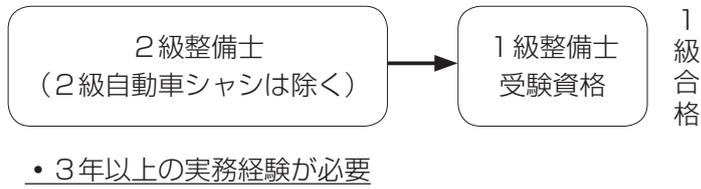


※試験合格者、講習修了者の免除期間は2年間です。

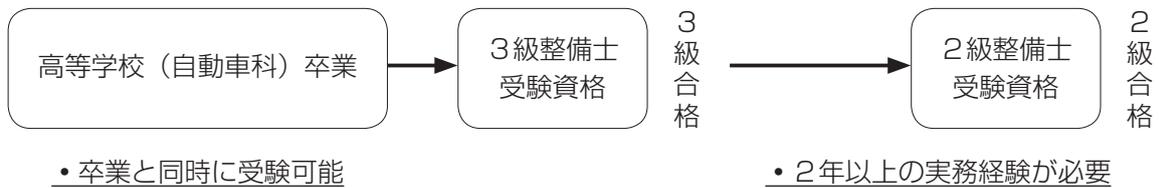
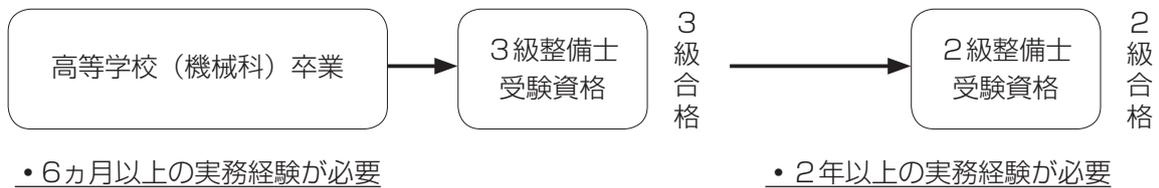
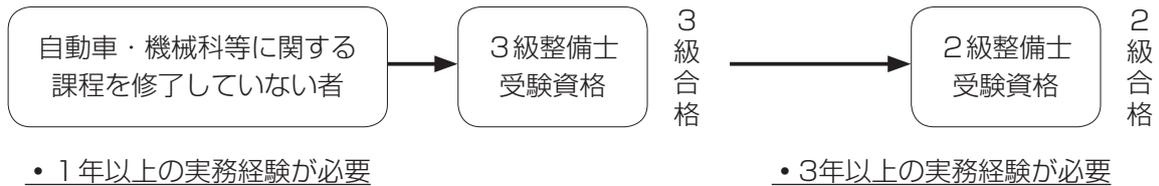
※学科試験及び講習終了の前後は問いません。

自動車整備士資格取得迄の受験(受講)資格

☆ 1 級整備士受験資格 (例)



☆ 3 級、2 級整備士受験資格 (主な例)



※受験資格は試験日の前日までに満たせばよい。

※受講資格は講習修了までに満たせばよい。

※詳細は振興会教育課 (089-956-2181) まで、お問い合わせください。

国土交通大臣指定

愛媛県自動車整備振興会技術講習所 所長 殿

下記により、

自動車整備技術講習を受講したい為、申込み致します。

この申請書の記入事項に虚偽のないことを自認します。

*この申請書に記載された個人情報は自動車整備振興会技術講習所の業務の範囲で、業務上必要な限りにおいて利用します。
また、法令に定める場合を除き、第三者に提供いたしません。

ふりがな		性別	
氏名		男	女
生年月日	昭和 平成	年	月 日生
現住所	〒 —		
	電話番号 ()		

受講種類	一級小型	二級ガソリン	二級ジーゼル	希望教場	第一希望 ()
	基礎	三級シャシ	三級ガソリン		第二希望 ()
	その他 ()				第三希望 ()
*初めて三級を受講する者は、基礎講習も同時に申込みが必要です。 *受講希望の種類に○印を記入してください。(同級のみ複数可)				教場名 (5教場)	松山本教場・新居浜教場・今治教場 西予教場(宇和町)・南予教場(吉田町)
二年以内に基礎講習を修了している方のみ記入	講習所名		修了年月日		修了番号
	県自動車整備振興会技術講習所		年 月 日		第 号
現在の勤務先	会社名	認証番号 70-			
	所在地	(社印)	電話番号 () FAX番号 ()		
実務経験 *1	期間	年月数	事業所名	作業内容	
	年 月 日～	年			
	年 月 日まで	ヶ月			
	年 月 日～	年			
	年 月 日まで	ヶ月			
	年 月 日～	年			
	年 月 日まで	ヶ月			
	合計	年 ヶ月			
既に取得している整備士資格*2	種類	合格年月日	合格番号		
		年 月 日	第 号		
		年 月 日	第 号		
最終学歴 *3	学校名・専攻部科	卒業(修了)年月日	卒業(修了)証書番号		
		年 月 日			
受講する種類の学科試験について(どちらかに○を記入)		すでに合格している これから受験する			
誓約書					
私この度、貴講習所において受講するにあたり、貴講習所の定める諸規定を守り受講いたします。 もし講習所規定並びに実施細則に違反した場合、それぞれの規定により処分を受けても異議がないことを誓約致します。					
愛媛県自動車整備振興会技術講習所 所長 殿			受講者氏名(本人署名) (印)		

注意事項 *該当欄に楷書で丁寧に記入のこと。申込み内容に虚偽があった場合には、受講を取り消します。

*1別途実務経験証明書に事業所印を捺印のこと。

*2一級、二級及び特殊整備士を受講する者は、既に取得している整備士合格証明書の写しを添付すること。

*3受講資格に係る実務経験の短縮等学歴資格については、それを証する書面の写しを添付すること。

【卒業(修了)証書、卒業証明書等】

(印)

振興会記入欄

会員・一般

受講番号

振興会に提出する日を記入してください。

愛媛県自動車整備振興会技術講習所 所長 殿

ふりがな	せいび たろう	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
氏名	整備 太郎		
生年月日	昭和 平成 1 年 2 月 3 日生		
住所	〒791-1113 松山市森松町1075番地2		
	電話番号 (089-956-2181)		

3ヶ所捺印が必要です。(シャチハタNG)

受講種類	一級小型	<input checked="" type="radio"/> 二級ガソリン	二級ジーゼル	希望教場	第一希望 (松山本教場)
	基礎	三級シャシ	三級ガソリン		第二希望 (今治教場)
*初めて三級を受講する者は、基礎講習も同時に申込みが必要です。 *受講希望の種類に○印を記入してください。(同級のみ複数可)				教場名 (5教場)	松山本教場・新居浜教場・今治教場 西予教場(宇和町)・南予教場(吉田町)
二年以内に基礎講習を修了している方のみ記入	講習所名		修了年月日	修了番号	
	県自動車整備振興会技術講習所		年 月 日	第 号	
現在の勤務先	会社名	整備自動車	所在地	松山市森松町1075番地2	認定番号 70-9876
					電話番号 (089-956-2181) FAX番号 (089-956-2188)
実務経験 *1	期間	年月数	事業所名	作業内容	
	H22年4月1日～ H27年1月23日まで	4年 9ヶ月	整備自動車	自動車の点検・整備	

実務経験の事業所印は別紙実務経験証明書に捺印し、申込書と共に提出してください。

一級・二級を希望の場合、取得済みの整備士合格証書の写し(コピー)も申込書と共に提出してください。(例の場合、三級自動車シャシ)

既に取得している整備士資格*2	種類	合格年月日	合格番号
	三級自動車シャシ	H23年10月9日	四国三第567号
最終学歴	学校名・専攻部科	卒業(修了)年月日	卒業(修了)証書番号

実務経験の短縮となる場合、卒業証書の写し(コピー)も申込書と共に提出してください。

受講する種類の学科試験について(どちらかに○を記入)	<input checked="" type="radio"/> すでに合格している	<input type="radio"/> これから受験する
誓約書		
私この度、貴講習所において受講するにあたり、貴講習所の定める諸規定を守り受講いたします。もし講習所規定並びに実施細則に違反した場合、それぞれの規定により処分を受けても異議がないことを誓約致します。		
愛媛県自動車整備振興会技術講習所 所長 殿	受講者氏名(本人署名)	<input checked="" type="radio"/> 整備

注意事項 *該当欄に楷書で丁寧に記入のこと。申込み内容に虚偽があった場合には、受講を取り消します。

*1別途実務経験証明書に事業所印を捺印のこと。

*2一級、二級及び特殊整備士を受講する者は、既に取得している整備士合格証明書の写しを添付すること。

*3受講資格に係る実務経験の短縮等学歴資格については、それを証する書面の写しを添付すること。

【卒業(修了)証書、卒業証明書等】

振興会記入欄

会員・一般	受講番号
-------	------

愛媛運輸支局・独立行政法人自動車技術総合機構 愛媛事務所の人事異動のお知らせ

平成31年4月1日付

支局長 藤井 一磨（ふじい かずま） → 宮武 卓
（鉄道部長）

次 長 谷口政賀津（たにくち まさかず） 変更なし

首 席

（総務・企画観光部門）

西山 保幸（にしやま やすゆき） → 山本 充一
（総務部 総務課長）

（輸送・監査部門）

菊池 勝二（きくち かつじ） → 谷本 昌啓
（総務部 人事課長）

（登録部門）

目戸 孝憲（めど たかのり） 変更なし

（検査・整備保安部門）

真鍋 裕之（まなべ ひろゆき） → 有澤 文男
（鉄道部 首席鉄道安全監査官）

（海事部門）

海田 俊行（かいだ としゆき） 変更なし

（運行労務監理官）

俵原 一憲（たらはら かずのり） 変更なし

自動車技術総合機構

四国検査部 愛媛事務所

（所 長）

植田 純平（うえた じゅんぺい） → 真鍋 裕之
（検査整備保安部門 首席陸運技術専門官）

－ 審査事務規程の一部改正について（第21次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成31年4月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

○ 二輪自動車等のすれ違い用前照灯に係る前照灯試験機による審査方法 [7-62, 8-62, 7-63, 8-63]

協定規則第98号（放電灯式前照灯）、第112号（非対称配光型前照灯）及び第113号（対称配光型前照灯）において、二輪自動車等の前照灯に関するすれ違い用前照灯が協定規則の主な要件となっていることを踏まえ、現在の走行用前照灯による審査方法から協定規則の要件を考慮したすれ違い用前照灯による審査方法へと変更します。

またこれに際し、現在使用している走行用前照灯試験機を用いてすれ違い用前照灯の審査を手動で行なえるよう審査方法を定めます。

なお、すれ違い用前照灯による審査方法に対応した前照灯試験機の体制整備が整うまでの当分の間、走行用前照灯（従前）による審査でもよいこととします。

○ 自動車の用途等の変更に伴う技術基準等の適合性書面審査[別添2]

新規検査※、予備検査※及び構造等変更検査において、自動車の用途（乗車定員、車両総重量、自動車の種別）の変更を行うことにより当該自動車に係る保安基準の適用が異なり改めて保安基準の審査が必要となる場合には、検査に先立って、受検予定の事務所等に事前に申請者から必要な書面の提出を義務付け、審査を行うこととします。

また、当該申請を行う自動車であって、構造・装置が同一である複数台数の自動車について検査の申請を行う場合においては、申請者の負担等を考慮し、代表車両一台を地方検査部に申請し、当該地方検査部が審査した結果をもって他の車両の検査の際に事前提出書面審査を省略することが可能とします。

※新車に係るものは実施済み。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

二輪自動車等の前照灯審査について、 すれ違い用前照灯の審査方法を規定します

二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②掲げるものに限る。）にあつては、前照灯試験機による審査方法を、現在の走行用前照灯による審査方法からすれ違い用前照灯による審査方法へ変更します。

- ① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であつて、UN R98、UN R112又はUN R113に適合するもの
- ② 平成32年7月1日以降に製作された自動車

ただし、すれ違い用前照灯による審査方法のための設備・体制整備が整うまでの間、現在使用している走行用前照灯試験機により審査を行うことができるものとします。

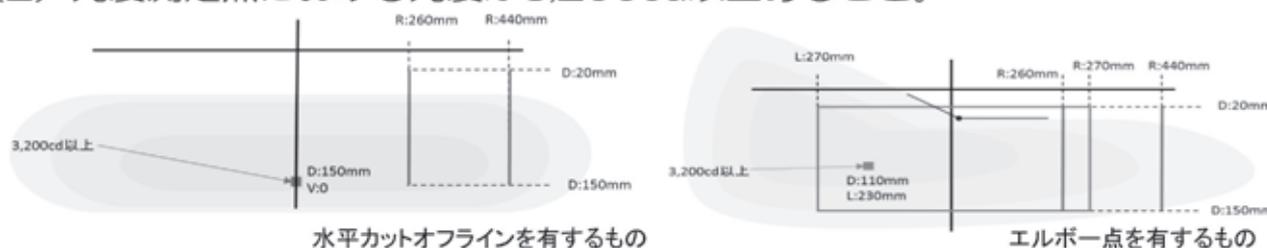
本改正の適用日：平成31年10月1日～

（なお、平成31年4月1日以降すれ違い測定を希望される場合は検査官にお問い合わせください）

◆すれ違い用前照灯の審査基準

【概要】

- (1) 次図に掲げる範囲にカットオフライン又はエルボ一点があること。
- (2) 光度測定点における光度が3,200cd以上あること。



◆ただし、設備・体制整備が整うまでの間は

- (1) 現在行っている走行用前照灯による審査方法でも可能です。
- (2) 現在使用している前照灯試験機により計測可能な範囲にて審査を行い、次の①及び②に適合するものは「すれ違い用前照灯の審査基準」に適合するものとします。 ※当該審査を希望する場合は必ず検査官に申し出てください。

- ① すれ違い用前照灯のカットオフラインが前照灯の照明部中心面の水平面以下であること。
- ② すれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上であること又は走行用前照灯の最高光度点の光度が15,000cd以上であること。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

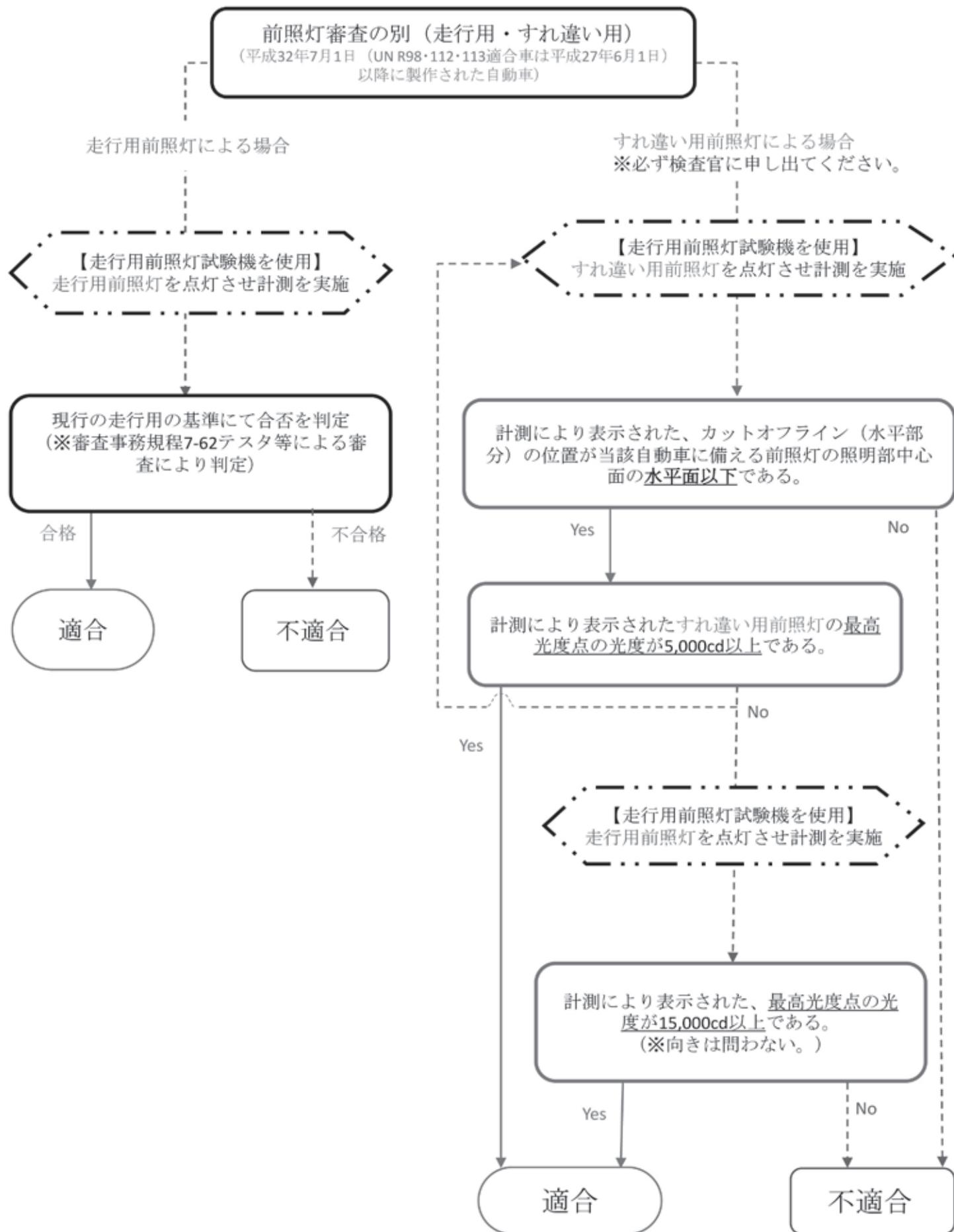


独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 2020年 3月31日

二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査の 設備・体制整備が整うまでの間の措置フロー



使用過程車に係る事前提出書面 審査の一部拡大について

＜貨物車から乗用車等への変更は事前書面審査を実施します。＞

【概要】

使用過程車に係る検査※1において、自動車の用途等の変更※2により適用される技術基準が異なり、改めて当該技術基準の適合性審査を書面により行う必要があるものについては、当該検査に先立って事前提出書面の審査を平成31年10月1日以降より実施することとしますので、お知らせします。

これに該当する場合は、使用過程車に係る検査に先立って提出書面を事前に届け出てください。

注意：提出書面に不備等があった場合、審査ができませんのでご注意願います。

※1 「使用過程車に係る検査」：

新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、若しくは構造等変更検査をいう。

※2 「用途等の変更」：以下に掲げる区分に変更があるものをいう。

- ① 用途（貨物 ⇄ 乗用 ⇄ 乗合）
- ② 乗車定員（乗車定員9人以下 ⇄ 10人以上 等）
- ③ 車両総重量（車両総重量が3.5t以下 ⇄ 3.5tを超え12.0t以下 ⇄ 12.0tを超える貨物自動車 等）
- ④ 自動車の種別の変更（軽 ⇒ 小型 等）

※3 提出書面（第1号様式）は以下のURLからダウンロードが可能です。

<http://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>

※4 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程をご参照ください。

※5 ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 2020年 3月31日

軽自動車検査協会 愛媛事務所の 人事異動のお知らせ

平成31年4月1日付

1. 転入された方

発 令 (新)	氏 名	現 職 (旧)
愛媛事務所 業務課 主任検査員	松下 修平	自動車技術総合機構四国検査部 愛媛事務所 自動車検査官
愛媛事務所 業務課 主任検査員	小川 透	兵庫事務所 業務課 主任検査員

2. 転出された方

発 令 (新)	氏 名	現 職 (旧)
徳島事務所 業務課 上級検査員	藤原 友邦	愛媛事務所 業務課 上級検査員
福島事務所いわき支所 業務課 検査員	小山 健生	愛媛事務所 業務課 検査員

持込検査を受ける認証工場の皆様へ

平成31年4月から、軽自動車においても自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記入をお願いいたします。

なお、認証番号の記入は必須です。

対象手続き

- ・新規検査（中古に限る）・予備検査（中古に限る）・継続検査

※構造等変更検査は対象外です。

新規検査・予備検査（軽第1号様式）

このフォームは「新規検査・予備検査（軽第1号様式）」の申請書です。上部には「新規検査」「予備検査」のラジオボタンと「自動車検査証記入」「自動車検査証付与」のチェックボックスがあります。中央には「運輸支局コード」と「認証番号」の欄があり、それぞれ4桁と5桁の数字入力欄が用意されています。右側には「整備工場コード」の欄があり、1桁と4桁の数字入力欄があります。下部には「検査種別」「検査区分」「検査年月日」「走行距離計表示値」などの項目があります。注釈として、(注1)実際に受検した認証工場の認証番号を記入してください。(注2)指定工場の方が持込検査を受検した場合は指定番号でなく、認証番号を記入してください。

継続検査（軽専用第2号様式）

このフォームは「継続検査（軽専用第2号様式）」の申請書です。上部には「継続検査」のラジオボタンと「検査種別」「検査区分」の項目があります。中央には「(記入例) AB3 - 1234567」の形式で「認証番号」を記入する欄があります。右側には「整備工場コード」の欄があり、1桁と4桁の数字入力欄があります。下部には「定期点検」「検査別種」「検査名等コード」「走行距離計表示値」などの項目があります。

※指定工場で車検を実施した場合は、従来のおとり「指定番号」での記入になります。